

退職される生協組合員の皆様へ

2022. 1. 4
府庁生協

永きにわたる勤務、お疲れ様でした。退職の場合の府庁生協の手続きは以下のとおりです。

- ①引き続き再任用職員等として勤務される方は、そのまま組合員継続できます。
- ②府庁の職場を離れる方も申し出により2号組合員として加入継続できます。
- ③生協を脱退希望の方は、下記により脱退手続きをお願いします。



なお、保険にご加入の方は、脱退されると生協での取扱いができなくなります。

組合員資格の継続について

- (1) 再任用職員・嘱託職員等として**引き続き勤務される方**は、これまでどおり組合員として継続いただけます。この場合、**手続きは不要**です。ただし、保険にご加入の方は、下記※をご覧ください。
- (2) それ以外の方(**勤務されない方**)も継続ができます。継続を希望される方は、「継続申出書」を生協総務課に出してください。用紙は生協ホームページ「加入等の諸手続」からプリントできます。組合員証はそのままご使用になれます。なお、保険にご加入の方は、下記※をご覧ください。

※ 上記(1)の方は、生協加入の保険は引き続き団体扱いとなりますが、**職員番号が変更になる場合は** 保険料の給与口座からの引落しができなくなります。職場でご確認ください。

上記(2)の方は、生協を継続すれば団体扱いはできますが、給与口座からの引落しはできなくなります。

◎ 給与口座からの引落しができなくなる場合は、口座振替の支払いとなります。口座振替は手続きが必要ですので、生協総務課(075-441-7657 本庁内線6110)へご連絡ください。

脱退の手続き

●脱退の手続き

- ・「脱退申出書」を生協総務課に出してください。
- ・「脱退申出書」は、総務課に置いていますが、生協ホームページ「加入等の諸手続」からプリントできます。

●出資金の返還

- ・出資金(預り金含む。)をお返します。(金額は生協総務課でご確認ください。)
- ・出資金は、現金若しくは口座振込でお返します。(ご希望の方法で)
- ・現金の場合は、生協総務課の窓口にお申し付けください。
- ・口座振込の場合は、「脱退申出書」に振込先の銀行口座をお書きください。

●組合員証の返納とチャージ残金の返金

- ・組合員証は返納してください。組合員証を紛失している場合は、「脱退申出書」の紛失欄に押印してください。
- ・組合員証(カード)にチャージした残金がある場合は、先に購買か食堂のレジで返金を受けてください。残金があるかどうかの確認もレジでできます。

※ただし、旧カード(2014年3月以前に発行したカードで、ICチップの貼られたもの)の残金確認は、生協総務課(075-441-7657 本庁内線6110)へお問い合わせください。

●その他の手続き

- ・物品購入の未払金などがある場合は、脱退前に清算いただきますようお願いいたします。「脱退申出書」提出時にお支払いいただいても結構です。
- ・京都生協の共同購入を利用されている方で、本庁受取りの方は事業課(内線6115)に、公所・地方機関受取りの方は京都生協の担当支部(配達してくる所)にご連絡ください。
- ・大丸百貨店カードをお持ちの方は、直接大丸に連絡して解約してください。

- ・生協の諸手続は、生協ホームページで確認でき、用紙のプリントもできます。
- ・生協ホームページは、「府庁生協」で検索、
又は



【お問い合わせ】
生協総務課(別館1階)
TEL 075-441-7657
本庁内線 6110
Mail: fucho-coop@mb3.
seikyoku.ne.jp